

藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

制定 平成10年4月1日

改正 令和 6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化の推進を図るため、家庭用電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入者に対し購入費の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、機械的に水分調整等を行い、生ごみを減量化、または堆肥化させるものをいう。ただし、圧縮または脱水等の方法により発生した処理水を家庭排水管（下水管）等に直接排水する機種（ディスポージャー等）は除く。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 藤沢市家庭用電動生ごみ処理機取扱販売店登録要綱に規定する指定登録販売店（以下「指定登録店」という。）にて処理機を購入し、自宅で使用する者

(3) 補助金交付の申請時に納期の到来している市税等の滞納がない者

(4) 処理機設置後、使用状況の調査等に協力できる者

2 補助対象となる処理機の個数は、1世帯1台までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は処理機1台につき購入金額（稼働時に最低限必要で、本体と一括購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税を含む。ただし運搬、設置等の費用は含まない。）の4分の3とし、その限度額は30,000円とする。

2 前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、処理機が破損し、使用に耐えないと市長が認める場合を除き、補助事業完了後5年を経過しなければ再び申請することができない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、その適否について、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、または条件を付することができる。

(事業の完了)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、交付が決定された日から起算して60日以内又は交付が決定された日の属する会計年度の3月31日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに事業を完了しなければならない。

(設置完了届及び代理人)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、処理機を設置し事業を完了させたときは、市長に対し、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機設置完了届兼購入費補助金請求・受領委任状（第3号様式。以下「完了届兼委任状」という。）を事業完了日から起算して30日以内または補助金の交付決定をした日の属する年度の3月31日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、

直前の開庁日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の請求、受領に関する権限を代理人として指定登録店に、完了届兼委任状により委任することとする。

(補助金の支払)

第9条 前条の規定により補助金の請求、受領を代行する指定登録店は、前条第1項に規定する完了届兼委任状を市長に提出後、速やかに市長へ補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(申請者による申請の取下げ)

第10条 申請者は、処理機の購入中止等の理由により補助金交付申請を取り下げるときは、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請取下げ願(第4号様式。以下「交付申請取下げ願」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請取下げ願の提出については、補助金の交付決定日から起算して60日以内又は補助金の交付決定をした日の属する年度の3月31日(当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに提出をしなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第11条 補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書再交付願(第5号様式。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第12条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書〔再交付〕(第6号様式)により、申請者に交付する。

(交付決定の取消及び返還)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付された補助金を返還させることができる。

- (1) 第10条に規定する補助金交付申請の取下げ願を認められたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請やその他不正な行為により補助金の交付を受けようとしたとき。
 - (4) 処理機を設置した日から起算して5年以内に、市長の承認を受けずに処理機を交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する等の処分等を行ったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。